

違反対象物の公表制度を始めます！

平成28年12月1日から



重大な消防法令違反の建築を

ホームページに公表します！



違反対象物の公表制度とは？

ホテル、飲食店、物販店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置）のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を消防本部のホームページに掲載し、公表する制度のことです。

公表制度の流れ

消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から30日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。

公表は、違反が是正されたことを消防が確認するまでの間続きます。

公表の方法

筑紫野太宰府消防本部のホームページに掲載します。



公表の内容

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反の内容
- ④ 公表日
- ⑤ その他必要事項

